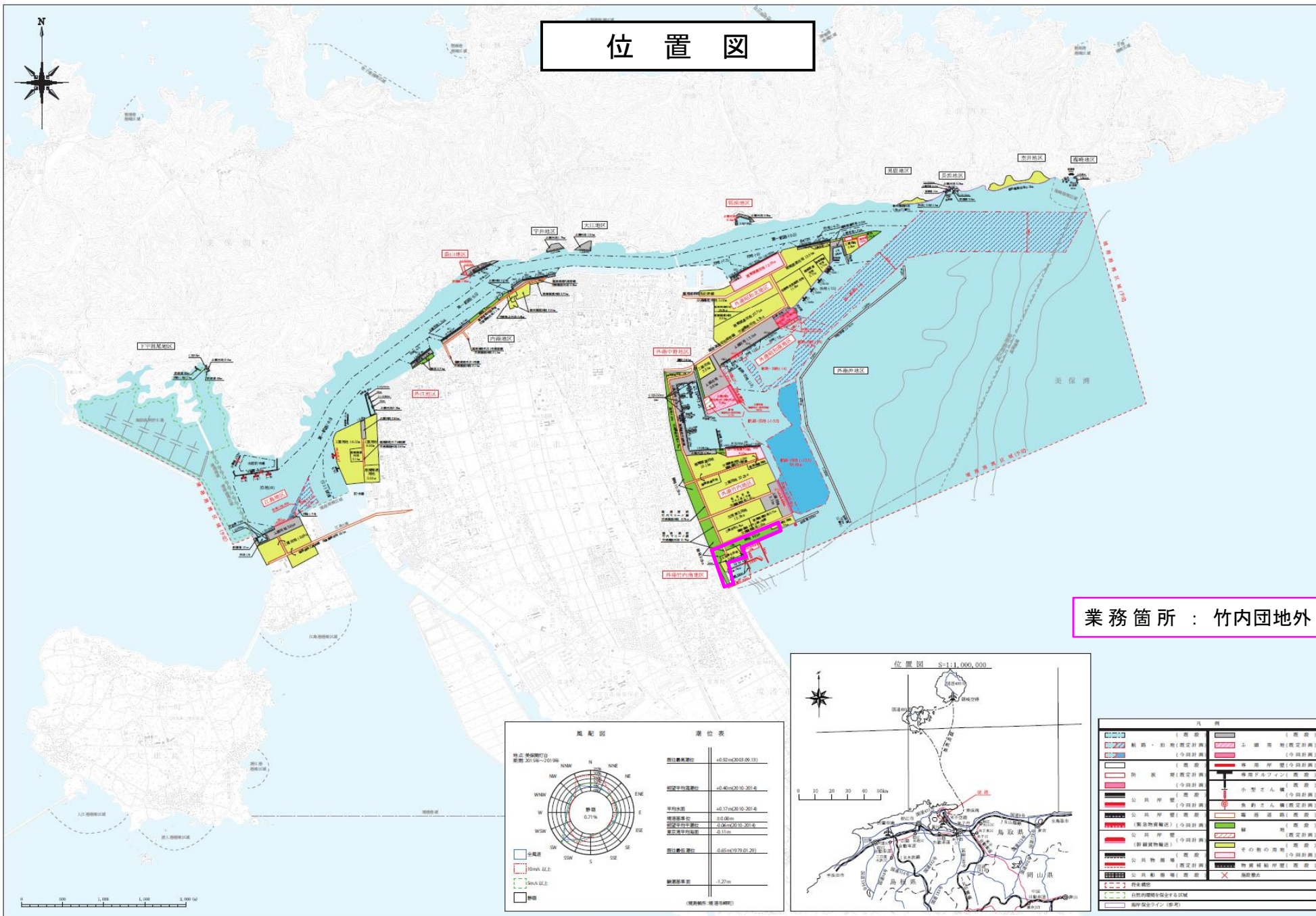
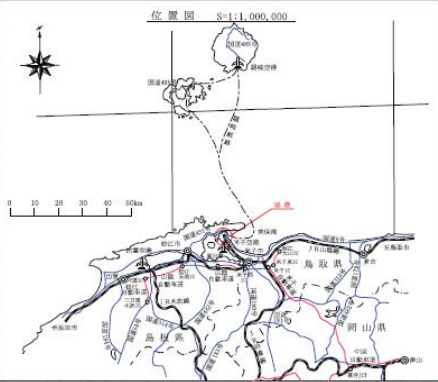
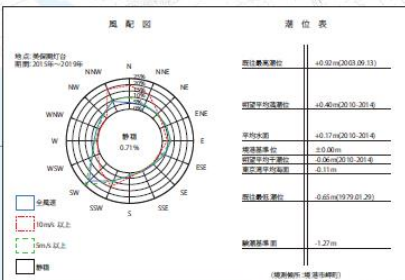


# 位置図



業務箇所：竹内団地外



凡例	
	商業 (概算)
	住宅・副都心 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
	住宅 (概算計画)
	商業 (概算計画)
<	

【共通】

業務名：外港竹内南地区夢みなとエリア再整備計画検討業務委託

特記仕様書

第1(目的・主旨)

本業務は、既存の港湾施設(竹内南地区竹内南側護岸)を有効活用し釣り場として再整備する「釣り振興」の取組みとともに、境港公共マリーナの拡張計画に伴う駐車場不足解消や緑地・キャンプ場の老朽化対策も含めた、夢みなとエリア周辺の再整備計画(基本計画)の検討を行うことを目的とする。

第2(適用範囲)

本業務の履行に当たっては、「測量業務共通仕様書(最終改定:平成28年4月1日)」、「設計業務共通仕様書(最終改定:平成28年10月10日)」、「地質・土質調査共通仕様書(最終改定:平成31年4月10日)」、「鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書(最終改定:平成31年4月1日)」、「鳥取県県土整備部地盤変動影響調査等標準仕様書(最終改定:平成27年8月20日)」、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(令和5年3月)」、及び「夢みなとエリア再整備計画検討業務委託 特記仕様書」によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		設計業務 夢みなとエリア再整備検討業務 一式
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		関係官公庁等への協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。
追加	1			地元関係者との交渉等		・業務期間内に検討会を行うこととしており、その結果を設計に反映させる必要があるため、調査職員に協議すること。 ・個人情報の取扱については、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。
追加				成果物の提出		成果物は、下記のとおりとする。 ・報告書 1部 ・図面(A3縮小版) 1部 ・電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R) 2部  また、本業務は、電子納品対象業務であり、 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm</a> に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。
追加				関連業務		特になし
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。

【共通】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				見積り等		本業務は見積りにて、積算しており内訳(単価)は以下(別紙)のとおり。
追加				労働環境の改善に向けた取組		本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について(平成29年1月31日付第201600158128号県土整備部長通知)」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。
追加				遠隔臨場		当業務は遠隔臨場の対象である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm</a> に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。
追加				設計変更等取扱要領		設計変更等については、 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm</a> に掲載された最新の「測量等業務設計変更等取扱要領」によること。
追加				情報共有システム		当業務は情報共有システムの対象である。情報共有システムの活用を希望する場合は、 <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm">https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm</a> に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。
追加				安全管理		本業務の履行にあたっては、交通状況を十分に把握し、調査職員の人身事故はもとより、第三者に危害を及ぼさないように万全の措置を講じなければならない。
追加				諸法規の遵守について		受注者は業務の履行にあたり、諸法規を遵守し点検の円滑な推進を図るとともに、諸法規の運営適用は請負者の負担と責任において行わなければならない。
追加				手直し		受注者は本業務が完了した時、受注者の責に帰すべき理由による過失粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、速やかに訂正、補足、その他の措置を講じなければならない。
追加				協議簿の提出		協議後は7日以内に協議記録簿を提出すること。
追加				業務の進捗状況について		業務の進捗状況を把握するため、毎月履行報告書を提出すること。
追加				その他		工期内においても、調査職員から成果品の一部の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。
追加				その他		

【設計業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1		1106	管理技術者	3	資格要件は調達公告による。
1	1		1107	照査技術者及び照査の実施	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、「詳細設計照査要領」及び、調査職員の指示によること。
					3	資格要件は調達公告による。
1	1		1110	打合せ等	2 4	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、3回を予定している。 ・当初・中間・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者は立ち会うこと。
1	2		1201	使用する技術基準等		最新の技術基準及び参考図書に加えて、「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を用いて業務の実施にあたるものとする。
1	2		1209	設計業務の条件	1	【設計条件】 設計条件については初回打合せ時に確認することとする。
					9	【建設副産物・リサイクル】 鳥取県建設リサイクル指針、県土整備部リサイクル製品使用基準等に基づき、リサイクル製品、鳥取県認定グリーン商品等の積極的活用を図ること。 なお、リサイクル計画書の作成に当たり、他工事への搬出可能量等については調査職員に協議すること。
					11	【コスト縮減】 設計に当たっては、完成後の維持管理を含めたライフサイクルコストを考慮し、総合的な評価により工法等を検討すること。
1	2		1211	設計業務の成果	1 (4)	設計図面、数量計算書は、暫定、完成計画ごとに取りまとめること。 現場進入路が狭く、資材搬入に当たり小型車(2トン積、4トン積)への積替え等が見込まれる場合は、数量計算書の中に「材料集計表(碎石・購入主等)」を追加作成すること。 材料集計表を作成する対象資材は、主木工事実施単価表に掲載する「02. 一般資材単価」のうち「(07-1)骨(石)材」及び「(07-2)再生碎石」に該当するものである。
追加				特殊な条件		・特になし
追加				条件明示チェックシート		設計業務品質確保ガイドラインに基づき、条件明示チェックシートを作成すること。
追加				関係機関協議(資料作成)		・検討会の資料作成
追加				施工計画		詳細設計時に必要となる施工計画については、調査職員と協議を行うこと。
追加				仮設設計		詳細設計時に必要となる仮設構造物詳細設計については、調査職員と協議を行うこと。
追加				その他		維持管理の観点から、形状、構造、使用材料、施工方法等について、十分配慮した設計とすること。



# 夢みなとエリア再整備計画検討業務委託 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

本業務の履行に当たっては、「設計業務共通仕様書（平成28年10月10日）」によるほか、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（令和5年3月）」及びこの特記仕様書による。

### 第2条（目的）

本業務は、既存の港湾施設（竹内南地区竹内南側護岸）を有効活用し釣り場として再整備する「釣り振興」の取組みとともに、境港公共マリーナの拡張計画に伴う駐車場不足解消や緑地・キャンプ場の老朽化対策も含めた、夢みなとエリア周辺の再整備計画（基本計画）の検討を行うことを目的とする。

### 第3条（業務概要）

#### (1) 業務内容

本業務においては、以下を対象とする。

- ①本業務期間中に開催を予定する検討委員会における資料作成
- ②検討委員会での意見を反映させた夢みなとエリア再整備基本計画の策定

#### (2) 業務場所

鳥取県境港市竹内団地外

（夢みなとエリア：既存港湾施設）

## 第2章 検討業務

### 第1条（業務項目）

）

#### (1) 計画準備

業務を行うに当たり、事前に業務全体の目的および内容を把握し、現地踏査、必要な資料の収集整理を行い、業務の手順及び遂行に必要な事項を計画立案する。

#### (2) 夢みなとエリア再整備計画検討

計画立案にあたっては、以下の観点から課題を整理し再整備方針を検討する。

##### (a) 夢みなとエリア周辺駐車場の増設

大会等イベント時やキャンプ場利用者の多い時期にマリーナ利用者の駐車場が不足していることから、必要な駐車場の台数を検討し、駐車場の配置計画を立案する。

- ・駐車場利用の現状と課題の整理
- ・マリーナに併設する駐車場の規模の整理及び配置計画の作成
- ・年次計画の作成及び概算事業費の算定

##### (b) キャンプ場老朽化対策

キャンプ場のトイレがバリアフリー化していないこと、車の乗り入れ施設がないこと等、キャンプ場施設が老朽化・陳腐化していることから、今後のキャンプ場の在り方も含め、キャンプ場の整備計画を立案する。

- ・キャンプ場の現状と課題の整理
- ・施設の老朽化・陳腐化等の課題に対する対策案の作成
- ・年次計画の作成及び概算事業費の算定

##### (c) 釣り振興

境港管理組合では、釣り振興として竹内南の堤防を開削し、試験的に釣り場を設置している。この試験結果を参考に今後の釣り場の整備計画を作成する。 ※構造計算は求めない。

- ・釣り場の現状と課題の整理
- ・釣り場の整備に向けた対策案の作成（釣り場整備の範囲・概略構造）
- ・年次計画の作成及び概算事業費の算定

#### (d) 管理運営方法の検討

夢みなとエリア再整備後の管理運営方法を検討するため、指定管理も含め、民間活力導入の可能性を検討する。

- ・指定管理に関するヒアリング資料の作成及び企業ヒアリング（5社程度）
- ・管理運営費の比較検討を踏まえた適切な方法の提案。

### (3) 報告書作成

上記内容を整理し、報告書及び夢みなとエリア再整備基本計画書を作成する。

### (4) 検討会資料の作成（関係機関協議資料作成）

検討会は履行期間内に3回開催を予定しており、うち2回分の検討会資料の作成をする。（作成する資料は、上記検討内容の概要版を想定。）

- 第1回：現地確認、課題抽出（※業務対象外）
- 第2回：整備方針協議
- 第3回：整備計画（案）の協議

### (5) 打合せ協議

協議・打合せは、初回（1回）、中間（1回）、最終（1回）の計3回行うものとする。  
初回及び最終時の打合せには、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

## 第3章 その他

### 第1条（疑義）

業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し速やかに処理すること。

### 第2条（資料の貸与及び返却）

本業務において、必要となる資料については、業務着手時の打合せにおいて、双方確認して貸与するものとする。

### 第3条（成果品の提出）

成果物は、下記のとおりとする。

- ・報告書（原則としてA4縦型簡易製本） 1部
- ・縮小版図面集（A3版） 1部
- ・電子媒体（CD-ROM又はDVD-R） 2部
- ・その他参考資料 1式

### 第4条（成果品の帰属）

本業務の成果品は全て発注者の管理及び帰属とし、受注者は成果品を第3者に公表又は貸与してはならない。



(参考1) 夢みなとエリア

